

中間検査対象建築物（宮城県内）

	用途・階数・面積など		検査を行う工程
法律	階数が3以上の共同住宅		2階の床及び梁に鉄筋を配置する工程
特定行政庁の告示・細則など	木造	戸建住宅・長屋・共同住宅などで、地階を除く階数が2以下で面積が50㎡を超えるもの	建て方工事を完了する工程
		上記を除き、全ての用途の建築物で、地階を除く階数が3以上で面積が50㎡を超えるもの	
	木造以外	特殊建築物で、地階を除く階数が3以上のもの	1 基礎配筋を完了する工程 2 地上2階の床配筋、床板の取付けを完了する工程
	全構造 (仙台市のみ)	人が日常立入る場所に設ける高さが6mを超える天井で、水平投影面積が200㎡を超えるもの	天井の下地が完了する工程
上記を除き、特殊建築物の居室における一の天井の水平投影面積が500㎡を超え、かつ天井ふところの高さが1.5m以上のもの			